

(別記)

嘆願書

一、齊藤(外交員)吉田職長ヲ解雇サスコト

二、不當解雇反對

三、健康保険ニ加入サスコト

四、残業禁止

五、最低賃銀ヲ定ムルコト

六、製品仕上リヲ明細ニスルコト

七、沼口君ヲ復職サスコト

右嘆願ニ及ヒ候也

昭和五年六月五日

小枝製工所 御中

野口叔武 野口正夫
大橋源次郎 栗村一郎
遠藤榮吉 沼口吉次郎
若名冲一郎 小林徳治

5.7.11
13/8

勞務第二〇二二號

昭和五年六月二十八日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙蔵 殿
社 會 局 長 官 殿
神奈川埼玉各縣知事 殿

小枝製工所勞働爭議ニ関スル件 第二報

要旨一、爭議團本部ヲ新設シ演說會ニ書寫等ニ努メツ、アルニ氣附早ニ統制漸ク泰レントモツ、

アリ

標記爭議前報後、状況左記、道ニ有之